

2022年9月9日

国立市議会議長 青木 健 様

提出者 柏木 洋志

〃 藤田 貴裕

〃 関口 博

〃 石塚 陽一

〃 小川 宏美

議案の提出について

議員提出第 9 号議案

国に福島原発処理水の海洋放出見直しを求める意見書（案）

上記の議案を次のとおり、地方自治法第99条及び会議規則第13条の規定により提出します。

国に福島原発処理水の海洋放出見直しを求める意見書(案)

2021年4月13日に政府の関係閣僚会議にて、福島原発事故発生以来懸念されてきた原発処理水の海洋放出が決定されました。今年になり原子力規制委員会で放出計画が了承され、8月2日に内堀福島県知事、吉田大熊町長、伊澤双葉町長が放出設備の本体工事開始に同意し、8月4日に着工されました。政府と東京電力は、トリチウム、放射性炭素、テクネチウムなど定量確認できていない人工放射性核種や毒性化学物質の含有可能性が残る水を、2023年以降30年間にわたり年間22兆ベクレルを上限に福島県沖への放出を計画中ですが、以下3つの問題があると考えます。

環境基本法では、放射性物質による環境汚染を防止するための措置について、原子力基本法等の法律に対応を委ねていましたが、2012年成立した原子力規制委員会設置法により、環境基本法が改正され、原子力基本法等に委ねる旨の規定が削除されたため、現在では、放射性物質による環境汚染を防止するための措置が環境基本法の対象とされています。これにあわせて、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法では、放射性物質に係る適用除外規定が削除され、環境大臣が放射性物質による大気汚染・水質汚濁の状況を常時監視することになりました。また、環境影響評価法も、放射性物質に係る適用除外規定が削除され、放射性物質による大気汚染・水質汚濁・土壌汚染についても環境影響評価を行うこととなりました。政府はトリチウムなどを規制基準以下まで薄めて放出するとしていますが、放出される放射性物質の総量自体が変わるわけではありません。よって、生態系への影響も含めた科学的な評価を行った上で、他の有害物質と同様に環境基本法にのっとり環境基準を定めると同時に、現在規制のない総量規制を設けた上で海洋放出の判断をすべきです。この判断のないままの海洋放出は、福島の高産物への風評被害を拡大させる懸念を拭うことはできないと考えます。

トリチウムは放射性の水素で、弱いベータ線を放出してヘリウムに壊変します。体内に入ると一部が有機結合型トリチウムとなり、体の組織に取り込まれて長くとどまり、DNAに取り込まれた場合には、ヘリウムに壊変する際にDNAを切断することが分かっています。また、生物濃縮すると考えられています。半減期が12.3年であり、長く保管できればその分トリチウムの影響を減らすことができますし、近畿大学で開発されているトリチウム除去フィルター技術及びその他の除去技術を含め、これらの技術が実用化されるまで、地上保存を継続できないのか、保管のための土地を確保できないのか等の再検討が必要だと考えます。

2018年には処理水であっても放射性炭素、テクネチウムが基準値を超えて残留したことがありました。今後の海洋放出時には、全ての放射性核種と毒性化学物質を測定する方針となっていますが、処理水に関する全ての測定結果情報の公開を徹底するとともに、予防原則にのっとり余分な放射線被曝や、放射性核種や化学物質による海洋環境汚染を極力避ける対応を行うべきだと考えます。

処理水の海洋放出は、原発事故の復興を目指す福島県民と県内農林水産業をはじめとする地域社会活動へ多大な影響を及ぼすため、上述の問題点を再度慎重に検討、議論を重ねた上で、判断し直すべきです。

記

1. 福島県は、政府と東京電力に対し、2015年に締結した「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」という福島県漁業協同組合連合会との文書約束を守らせるとともに、処理水の全ての放射性核種と毒性化学物質などを完全に測定し、全情報が公開され、海底トンネル等希釈放出設備の健全性・安全性が確認されるまでは海洋放出に了解せず、福島県民の安全と安心の確保に向け慎重に判断していくこと。
2. 政府は、処理水海洋放出の方針を延期し、中止に向けた再検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものである。

2022年9月 日

東京都国立市議会

提出先 福島県知事、内閣総理大臣、復興大臣、経済産業大臣、原子力規制委員会委員長